



2020年5月11日

各 位

会社名 京都きもの友禅株式会社
代表者名 代表取締役社長 服部 雅親
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 白岩 正樹
(TEL 03-3639-9191)

譲渡制限付株式報酬制度の継続および一部改訂に関するお知らせ

当社は、2019年度から、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2020年3月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および本日付「定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2020年6月24日開催予定の第49期定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案を2020年6月24日開催予定の当社第49期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要および一部改訂について

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、本株主総会に付議する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬枠とは別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、2019年6月27日開催の第48期定時株主総会では年40,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当

該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。以下同様です。)とする旨ご承認いただいておりますが、本制度の継続にあたり本株主総会においてご承認をいただくことを条件として、年 60,000 株以内に改訂いたします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上